

○総務省告示第三百八十九号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十条第一項及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二條の第三第一項の規定に基づき、平成二十年総務省告示第三百六十一号（電気通信事業法第三十條第三項から第五項までの規定の適用を受ける第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月一日

総務大臣 新藤 義孝

を「本則中「株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ」に改める。」を「株式会社NTTドコモ」に改める。」